

議案第 83 号

加西市幼稚園事業実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市幼稚園事業実施に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 26 年 11 月 28 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市幼稚園事業実施に関する条例の一部を改正する条例

加西市幼稚園事業実施に関する条例（平成15年加西市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

供用施設	実施園
賀茂保育所	賀茂幼稚園
別府保育園	別府幼稚園
宇仁保育園	宇仁幼稚園
日吉保育園	日吉幼稚園
九会保育園・九会幼稚園	九会幼稚園
泉第一保育所	泉幼稚園

第2条第3項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第3条を次のように改める。

（保育料）

第3条 保育料は、加西市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成26年加西市条例第 号）に定める利用者負担額（市の区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村の定める額）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第3条の規定は、平成27年4月分の保育料から適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

(審議資料)

平成 27 年 4 月から泉第一保育所と泉幼稚園を統合し、新たに泉幼稚園を開園し、また、子ども・子育て支援新制度に合わせて幼稚園短時間保育部で実施する緊急一時保育事業を一時預かり事業に改めるため、所要の改正を行うもの。

【概要】

- ・ 泉第一保育所と泉幼稚園の統合による泉幼稚園の開園
- ・ 子ども・子育て支援新制度に合わせて緊急一時保育事業を、新たに制定する「加西市立幼稚園型一時預かり事業の実施に関する条例」に一時預かり事業として規定
- ・ 保育料の根拠を新たに制定する「加西市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例」とするための改正